



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
令和7年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
円滑な食品アクセスの確保に向けた、地方公共団体や食品事業者、フードバンク・こども食堂等の地域の関係者が連携する体制づくりを支援する。	地域協議会、都道府県・市町村、社会福祉協議会等	①地域の関係者が連携して組織する協議会の設置 ②関係者間の調整役(コーディネーター)の配置 ③地域における食品アクセスの現状・課題の調査 ④課題解決に向けた計画の策定	①及び④:地域協議会の活動経費(事務局員賃金・旅費等)、会議開催経費(委員謝金・旅費等) ②:コーディネーターの活動経費(人件費、旅費等) ③:食品アクセスに関する調査経費(調査員手当・旅費等)	定額(上限1,000万円/年、1,500万円/地域) 2年目は3/4補助、3年目は1/2補助	食品アクセス確保 緊急支援事業	https://www.maff.go.jp/j/supply/hozyo/syouan/z60128_143-1.html (公募終了)	農林水産省 消費・安全局 消費者行政・食育課	03-3502-5723 foodaccess@maff.go.jp
地方の大きな伸び代と地域特性を最大限に活かし、地場産業の付加価値向上等を通じて、地方の暮らしの安定を実現し、「強い経済」を構築するため、大規模な地方創生策等を推進する。地場産業の付加価値向上など、地方公共団体の自主性と創意工夫に基づく地域独自の取組を、計画から実施まで後押しする。	地方公共団体	(ソフト事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する取組などを支援。 (拠点整備事業) 観光や農林水産業の振興等の地方創生に資する拠点施設の整備などを支援。	(ソフト事業) 新たな取組に向けた構想・企画段階、具体化に向けた事業中心の組成段階等に要する経費 (拠点整備事業) 地方創生の充実・強化に向けて効果の発現を期待できる建築基準法の「建築物」及び「建築物以外の施設(設備・用地造成等)」に該当するもの	事業期間:原則3か年度以内(最長5か年度) 上限:1自治体当たり固費 都道府県:15億円/年度 中核中核:15億円/年度 市区町村:10億円/年度 補助率:1/2 ※拠点整備事業の1事業当たりの事業計画期間における交付上限額(固費)について、都道府県・中核中核都市は15億円、市区町村は10億円を目安とする。	地域未来交付金	https://www.chisou.go.jp/sousei/about/chikimiraikoufukin/index.html	内閣官房 地域未来戦略本部事務局 内閣府 地方創生推進事務局 内閣府 地方創生推進室	03-6257-1416 chiiki.sousei-senko@cao.go.jp
中山間地域等において、地域別農業振興計画に基づき、複数集落の機能を補完する農村RMOの形成を推進するため、むらづくり協議会等が行う実証事業のほか、協議会の伴走者となる中間支援組織の育成等を支援する。	複数集落を含む地域協議会	むらづくり協議会等による地域の話し合いを通じた農用地保全、地域資源活用、生活支援に係る将来ビジョン策定、ビジョンに基づく調査、計画作成、実証事業等の取組、農村RMOの形成につながる取組等を支援 ※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること	調査、計画作成、実証に関する取組を支援 ・旅費(調査等旅費・委員等旅費) ・事務費(通信運搬費、職員手当等) ・実証に必要な土地基盤・機械・施設等整備費等 ※生活支援の実証に取り組む場合は、事業実施主体が農用地保全や地域資源活動の取組を行っていること	(一般型) 事業期間:上限3年間 交付率:定額(上限1,500万円(500万円(年標準額)×事業年数)) ※地域計画連携タイプは年標準額600万円 ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等 (地域連携型) 事業期間:上限4年間 交付率:1/2(上限1,500万円(375万円(年標準額)×事業年数)) ※対象地域は、農林統計上の中山間地域や8法指定地域等	農山漁村振興交付金(中山間地農業推進対策)のうち農村型地域運営組織形成推進事業	https://www.maff.go.jp/j/nousin/tiiki/sesaku/chusankan_suishin.html	農林水産省 農村振興局 地域振興課	03-3502-6286 chiikishinkou_ml@maff.go.jp
過疎地域等における地域課題解決のための取組を支援することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。	地方公共団体 地域運営組織等	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 過疎地域等における集落ネットワーク圏において、地域住民が中心となって形成した地域運営組織等が行う買物支援等の取組を支援 ・買物支援バスの運行 ・移動販売車による買物支援 ・ドローンを活用した買物支援 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 過疎市町村がICT等技術を活用して行う買物支援等の取組を支援 (取組例) ・デマンド交通実証事業 ・ドローンによる買物支援 等	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等) 等 ②過疎地域持続的発展支援事業 (1)ICT等技術を活用する事業で、以下の取組を目的とするものに要する経費 ・生活の安全・安心確保対策(コミュニティバス・デマンド交通システムの整備、医師確保、巡回医療等) ・集落の維持・活性化対策(集落の見守り活動、住民との話し合い等) 等 (2)ICT等技術活用事業を実施する上で要する調査研究に係る経費	①過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業 定額補助(1,500万円) ※下記事業については、限度額を上乗せ ①専門人材を活用する事業(+500万円) ②ICT等技術を活用する事業(+1,000万円) 上記(①+②)併用事業(+1,500万円) ②過疎地域持続的発展支援事業 上限額:2,000万円 補助率:市町村等1/1、 都道府県1/2または6/10	過疎地域持続的発展支援交付金	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi_gyousei/c-gyousei/2001/kasomain11.htm	総務省 自治体政局 地域自立応援課 過疎対策室	03-5253-5536 (内線23131,23133) kasotaisaku@soumu.go.jp



食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
令和7年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
『「交通空白」解消に向けた取組方針 2025』に基づき、集中対策期間における全国約2,500の「交通空白」解消に向けた、地方公共団体や公共交通事業者等による地域の実情に応じた移動手段の確保・維持の取組を支援。	・地方公共団体 ・交通事業者を含む協議会や連携スキーム等 (自治体又は地方運輸局の推薦を受けていることが必要。)	調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援 等	調査・計画策定・合意形成、車両・システム・運行費等の支援 等	○「交通空白」解消タイプ 500万円まで定額、それを超える場合は2/3(上限1億円) ※東京23区および三大都市圏の政令指定都市(川崎・横浜・相模原・さいたま・千葉・名古屋・京都・大阪・堺・神戸)は補助率1/3(定額無し)※車両購入に係る費用については定額補助の対象外(車両購入は、対象事業者自身が有する車両がサービス提供のために活用することができない場合に限る) ※商業・福祉・教育等の他分野の関係者が実質的に運行に関わる(人的・物的・金銭的)場合、定額の引き上げ(上限750万円) ○共同化・協業化促進タイプ 1,000万円まで定額、それを超える場合は2/3(上限1.2億円) ※都道府県の主導のもと、2以上の地方自治体が共同でサービスを提供することを予定している場合、補助対象経費のうち①・②については定額の引き上げ(上限2,000万円) ○地域交通DX推進タイプ A 中小都市、過疎地など【人口10万人未満の自治体】 500万円まで定額、500万円を超える部分については2/3(上限1億円) B 地方中心都市など【人口10万人以上の自治体】 2/3(上限1億円) C 大都市など【三大都市圏の政令指定都市】 1/2(上限1億円) ○モビリティ人材・組織育成タイプ 定額補助(上限3,000万円)	地域公共交通確保維持改善事業(「交通空白」の解消等に向けた地域交通の「リ・デザイン」の全面展開)	https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/kyousou/	国土交通省 総合政策局 地域交通課	03-5253-8987
地域の実情に応じた生活交通の確保維持を目的とし、地域間幹線バス交通・地域内フィーダー交通の運行等への支援を実施。	一般乗合旅客自動車運送事業者又は地域交通法に基づく協議会	運行経費等補助	補助対象システムに係る経常費用から経常収益を控除した額	補助率:1/2 等	地域公共交通確保維持改善事業(地域公共交通確保維持事業)	「地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱」 https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/transport/sosei.transport_tk_000041.html	国土交通省 総合政策局 地域交通課	03-5253-8987
食品アクセスの確保に向けて、ラストワンマイル配送に必要な実装、設備・機器の導入を支援する。	食品流通業者等で構成される協議会等	移動販売車の導入等	①ラストワンマイル配送の実装等に係る経費 ②設備・機器導入経費	①: 定額(上限4,000万円/協議会等) ②: 1/2以内(上限1億円/協議会等、4,000万円/構成員)	持続可能な食品等流通対策事業のうち物流生産性・食品アクセス向上推進事業	https://www.maff.go.jp/j/shokusan/ryutu/buturyu.html	農林水産省 大臣官房新事業・食品産業部 食品流通課 物流生産性向上推進室	03-6744-2389 syokuhin_ryutu@maff.go.jp
物流分野の労働力不足に対応するとともに、温室効果ガスの排出量を削減しカーボンニュートラルを推進するため、物流効率化法の枠組みの下、荷主・物流事業者等の多様な関係者が連携した物流効率化の取組を推進。	物流事業者、荷主等で構成される協議会	①「総合効率化計画」の策定経費 ② 認定された「総合効率化計画」に基づいた取組に関する初年度の運行経費 ③ ①のうち、省人化・自動化機器の導入等の計画策定経費 ③ ②のうち、実際に当該機器を用いた運行経費	・協議会運営費用等 ・初年度の運行経費 ・省人化・自動化機器の導入費用	① 定額(上限200万円) ② 1/2以内(上限500万円) ③ 1/2以内(上限300万円) ④ 2/3以内(上限500万円)	物流効率化推進事業	準備中	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8799

食品アクセスの確保に関する支援策パッケージ【物理的アクセス関係】(詳細版)

令和8年度予算
令和7年度補正予算版

目的	実施主体・支援の流れ	支援メニュー(例)	補助対象経費(例)	補助率・上限・要件	事業名	公募要領等関連HP	担当省庁・局・課	問合せ先(電話・メール)
物流分野における労働力不足や荷主や消費者ニーズの高度化・多様化による多頻度小口輸送の進展、過疎地域のラストマイル配送の効率化等に対応するため、物流総合効率化法に基づき、「2以上の者の連携」による流通業務の省力化及び物資の流通に伴う環境負荷の低減を図るための物流効率化の取組を支援する。	物流事業者、荷主等で構成される協議会	① 事業の立ち上げ・実施の促進 ・計画策定経費・運行経費の補助 ・事業開始に当たったの、倉庫業、貨物自動車運送事業等の許可等のみなし ② 必要な施設・設備等への支援 ・施設の立地規制に関する配慮 ③ 金融支援 ・信用保険制度の限度額の拡充 ・長期低利子貸付制度 ・長期無利子貸付制度 (主に中小企業向け) ④(独)鉄道・運輸機構による支援 ・事業実施のための資金の貸付け、融資等	-	-	物流総合効率化法に基づく総合効率化計画の認定	https://www.mlit.go.jp/seisakutokatsu/fr/eight/bukkouhou.html	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8801
物流の小口・多頻度化や人口減少・少子高齢化の進行を踏まえ、地域の宅配ドライバーの負担の軽減を図り、配送サービスの水準を維持するとともに、ラストマイル配送の持続可能な提供を確保する。	ラストマイル配送の持続可能な提供の確保に取り組む地方自治体、荷主、物流事業者が参画した協議会	・受取拠点の整備 ・貨客混載・共同配送の推進 ・ドローン等の活用 などを図る先進的な取組	・地域の受取拠点の整備費用 ・貨客混載、共同配送等に取り組む際の資機材導入経費や集配拠点整備費用 ・ドローン等を活用する際の配送拠点の整備等	1/2以内(上限2,500万円)	ラストマイル配送効率化促進事業	準備中	国土交通省 物流・自動車局 物流政策課	03-5253-8801
①全国の地方公共団体や民間事業者等が食品アクセス問題の解決に向けた取組に役立てられるよう、食品アクセス問題への取組方法や支援施策、先進事例、調査結果等の情報を発信すべく食品アクセスポータルサイトを運営。各省の関連施策や、地方公共団体の取組などを掲載している。 ②平成23年度より、毎年全国の市町村を対象にアンケートを実施。食料品の購入に困難を感じている住民への対策に関するアンケート調査を実施し、各地方自治体等の抱える課題や対策の状況を把握し、今後の施策の参考として活用。①のサイトに結果を掲載。	-	-	-	-	①食品アクセス(買物困難者等)問題ポータルサイトの運営 ②「食品アクセス問題」に関する全国市町村アンケートの実施	ポータルサイト https://www.maff.go.jp/j/shokusan/est/syoku_akusesu.html	農林水産省 大臣官房 新事業・食品産業部 食品流通課	03-3502-7659 kaimono_konnan@maff.go.jp
食料品アクセス困難人口(店舗まで500m以上かつ自動車の利用が困難な65歳以上の高齢者を指す。)が、どこでどの程度発生しているのかを把握するため、食料品アクセスマップを5年ごとに作成・公表。	-	-	-	-	食料品アクセスマップ	https://www.maff.go.jp/primaff/seika/fs/c/faccess/a_map.html	農林水産省 農林水産政策研究所	農林水産政策研究所 企画広報室広報資料課 03-6737-9012
中山間地域等において、基幹産業である農林水産業の「仕事づくり」を軸として、地域資源やデジタル技術を活用し、多様な内外の人材を巻き込みながら社会課題解決に向けて取組を積み重ねることで活性化を図る地域を「デジ活」中山間地域として登録し、関係府省が連携しつつ、その取組を支援。	地域運営組織 市町村	-	-	-	「デジ活」中山間地域	https://www.maff.go.jp/j/nousin/digikatsu/index.html	農林水産省 農村振興局 農村計画課 農村活性化推進室	03-6744-2203 maff-nousin-djikatsu@maff.go.jp
過疎地域等において、地域と民間事業者の連携により実施する、店舗設置や移動販売などの買物サービスの確保の取組について調査研究を実施し、先進事例や有識者の知見を踏まえ、持続的な買物環境の維持等の観点から留意すべきポイントを整理するなど、その取組を支援(令和8年3月報告書公表予定)。	-	-	-	-	人口減少地域における買物サービスの確保のための地域と民間事業者の連携に関する調査研究報告書の公表	https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/jichi/gyousei/c-gyousei/2001/kaso/chosa.html	総務省 自治行政局 地域自立応援課	03-5253-5536 (内線23132) kasotaisaku@soumu.go.jp